



安芸灘地域活性化奨励金の交付について

高齢化率の上昇及び人口の減少が著しい安芸灘地域において、高校生等の定着及び他の地域からの移住を促進し、安芸灘地域の持続的な振興を図るために、安芸灘大橋の通行料が有料である間に限って交付する「安芸灘地域活性化奨励金」の受付を開始します。

1 対象者

安芸灘地域（下蒲刈町、蒲刈町、豊浜町及び豊町）に在住する高校生等（15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人）のうち、次のいずれかに該当する人

- (1) 高等学校等に在学している人
- (2) 高等学校等に在学しておらず、所得見込額が48万円以下の人

2 支給額

対象者一人当たり2万円／1か月

3 申請者

- (1) 安芸灘地域に住所を有し、安芸灘地域に居住している保護者・監護者等
- (2) 養育する保護者等がおらず、高校生等が1人で生計を維持している場合は本人

4 申請受付期間

- (1) 令和7年7月1日～令和7年8月1日（令和8年度以降は4月1日～5月1日）
- (2) 転入等により8月1日以降に交付対象者となった人は、随時受付

5 申請方法

- (1) マイナンバーカードを使用して本人確認を行う「マイナポータル」を通じて申請
- (2) マイナンバーカードを持たない人は、地域協働課又は各市民センターで書面申請

6 交付時期

- (1) 初回交付：令和7年9月末予定
- (2) 以後、奇数月末日頃に前2か月分を交付

7 その他

- (1) 市政だより8月号（7月10日発行号）及び市ホームページに掲載
- (2) 令和7年6月末～7月初旬に対象世帯に申請案内を送付

※参考資料として、対象者への案内文を添付します。

安芸灘地域活性化奨励金交付申請のご案内

安芸灘地域にお住まいの高校生等がいる世帯を対象に
**対象者一人当たり2万円／月の
「安芸灘地域活性化奨励金」を交付します**

■申請期間

令和7年7月1日（火）～令和7年8月1日（金）

■対象者

下蒲刈町，蒲刈町，豊浜町及び豊町に在住する
高校生等（15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の
最初の3月31日までの人）のうち，次のいずれかに該当する人
(1) 高等学校等に在学
(2) 高等学校等に在学しておらず，年間所得見込額が48万円以下

■交付内容

対象者一人当たり2万円／月
(安芸灘大橋の通行料が有料である間に限って交付します。)

※初回交付は，令和7年9月末を予定しています。

※2回目以降は，奇数月末日頃に前2か月分を交付します。

《例》対象者が一人の場合

初回 ⇒ 令和7年9月末に同年4月から9月までの6か月分を交付
(交付額は20,000円×6＝120,000円)

2回目以降 ⇒ 令和7年11月，令和8年1月，3月に前2か月分を交付
(交付額は20,000円×2＝40,000円)

■申請者

- ・安芸灘地域に住民票がある対象者の保護者・監護者等
- ・対象者本人が1人で生計を維持している場合は本人

■申請方法

申請者	必要書類	申請方法
保護者・未成年後見人	① 在学証明書の写し ② 申請者名義の通帳又は キャッシュカードの写し	電子申請（ぴったりサービス） 以下のQRコードを利用し， 専用ページから申請（7/1～利用可能）  保護者・未成年後見人 本人用  監護者用
本人		
監護者	① 在学証明書の写し ② 申請者名義の通帳又は キャッシュカードの写し ③ 安芸灘地域活性化奨励金の 申請内容の審査に係る同意書	

※マイナンバーカードを持っていない人のみ，書類による申請が可能となります。
地域協働課（市役所本庁舎2階）又は各市民センターで申請してください。

■問合せ先

〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号（呉市役所2階）
呉市 市民部 地域協働課 TEL(0823)25-3283